

住宅用火災警報器は、 10年を目安に取り替えましょう！



住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しない恐れがあります。10年を目安に交換しましょう。

住宅用火災警報器の「設置義務化時期」

奥州市と金ケ崎町では、
 新築住宅にあつては平成18年6月1日から
 既存住宅にあつては平成20年6月1日から
 住宅用火災警報器の設置が義務化されています。

平成18年
6月1日

平成20年
6月1日

平成28年
6月1日

平成30年
6月1日

新築住宅	施行	取替え時期を確認してください。
既存住宅	施行	取替え時期を確認してください。

住宅用火災警報器の側面又は裏面を見て、設置時期を確認しましょう！



側面



裏面

※10年を経過していなくても定期的に作動確認をしましょう！

正常な場合は？
 正常をお知らせするメッセージまたは火災警報音が鳴ります。

ビビ、ピーピーピー
ピーピーピー 火事です

注) 警報音はメーカーや製品により異なります。

音が鳴らない場合は？
 電池がきちんとセットされているか、ご確認ください。

... しーん

● それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」です。取扱説明書をご覧ください。

設置して頂けますか？ 住宅用火災警報器

火災で一番怖いのは「煙」です！

火災による死者の多くが、一酸化炭素中毒などの煙による逃げ遅れが原因です。また、就寝時間帯である22時から翌朝6時の間が多くなっています。住宅用火災警報器を設置し、早く火災に気づくことで、家族の命を守るとともに、初期消火により被害も最小限にとどめることができます。



警報器の種類

★ 煙 式・・・寝室、階段、廊下に設置してください。



★ 熱 式・・・台所に設置するのに適しています。



台所は、設置する義務はありませんが、設置する場合は、熱式としてください。

どこに設置すればいいの

設置場所

住宅用火災警報器は、**寝室**に設置してください。また、寝室が2階などの場合は、**階段**にも設置が必要となります。

【平屋建ての場合】



a 寝室に設置

【2階建ての場合】



b 2階に寝室がある。
寝室と階段に設置



c 1階にのみ寝室がある。
寝室に設置

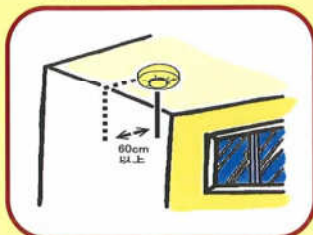
※ また、左記b又はcのように警報器を設置する必要がない階で、居室（7㎡以上の部屋）が5以上ある場合は、廊下にも設置が必要となります。



詳しくは、消防署へお問い合わせください。

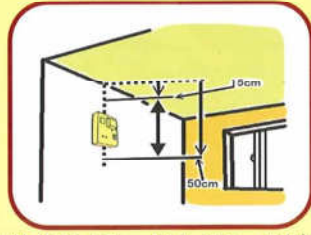
取付位置

天井に取り付ける場合



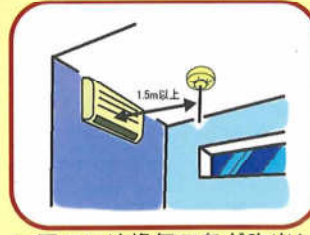
壁から60cm以上離して設置

壁に取り付ける場合



天井から15cm以上50cm以内の位置に設置

(注) エアコン等の吹き出し口付近



エアコンや換気口など吹き出し口から1.5m以上離して設置